

令和4年9月9日

保護者各位

富山県立呉羽高等学校
校長 塩原 優子

新型コロナ患者の療養期間等の見直しについて(お知らせ)

日頃から、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

9月2日に、濃厚接触者の待機期間の見直しについてお知らせしたとおりですが、この度、教育委員会から新型コロナ患者の療養期間等の見直しがありましたので、以下のとおりお知らせします。

また、以下の変更内容は9月7日から適用となり、現在療養中の方にも適用されます。

記

1. 有症状の患者の療養期間の短縮について

発症日を「0日」として、7日間経過し、かつ、症状軽快後 24 時間経過した場合には8日目から療養解除となります。

(注1) ただし、10 日間が経過するまで感染リスクが残るため、健康状態の確認や高齢者等ハイリスク者との接触、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスク着用など自主的な感染予防の徹底をお願いします。

(注2) 入院中の方は従来どおり療養期間は 10 日間と変更はありません。

2. 無症状の患者の療養期間について

検体採取日を「0日」として、7日間を経過した場合に8日目に療養解除となる点に変更はありません。

今回の変更点として、5日目の検査キットによる検査で陰性だった場合は、5日間経過後(6日目)に療養解除が可能となりました。

(注1) ただし、7日間が経過するまで感染リスクが残るため、健康状態の確認や高齢者等ハイリスク者との接触、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスク着用など自主的な感染予防の徹底をお願いします。